

傷ついた野生鳥獣を見つけたときには

野生動物ドクター等(4p参照)へのご連絡をお願いします。

野生鳥獣は法律により保護されています。
このため、特別に許可された場合を除き個人で
ペットのように自由に飼うことはできません。

救護が必要な野生鳥獣を見つけた場合は、ま
ず近くの野生動物ドクターに電話で問い合わせ
てください。近隣に野生動物ドクターの動物病
院がない場合は、救護施設へお問い合わせくだ
さい。ただし、野生動物ドクターでは都合により、
お引き受けできない場合があることをご了承願
います。

※救護者においては野生動物ドクターの病院への
搬送の御協力を御願います。



十分な安全確保をお願いします。



野生鳥獣は基本的に人間を怖がりますので、
防御のために思わぬ行動にでることがあり
ます。そのためには救護者の目や手足にけ
がをしないように十分な注意が必要です。

特にサギの仲間や猛禽類を救護する場合は、
クチバシや爪から目を守るゴーグルなどの
着用や、革製の手袋が必要です。

さらに、鳥獣からヒトへ感染する病気も
あるので野生鳥獣を触ったら必ず手を洗い
ましょう。